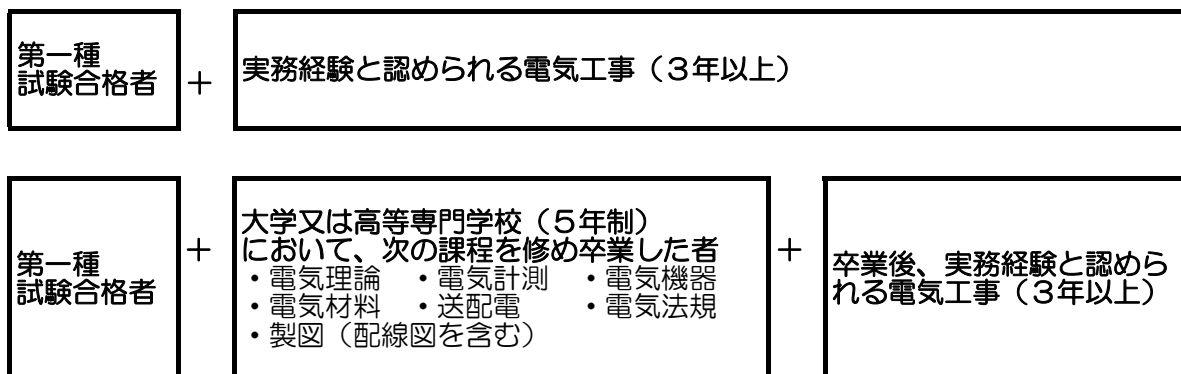


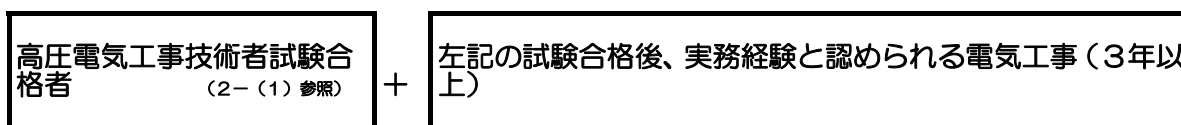
第一種電気工事士免状の取得要件

1 次のいずれか1つに該当する者でなければ、第一種電気工事士免状を取得することは出来ません。

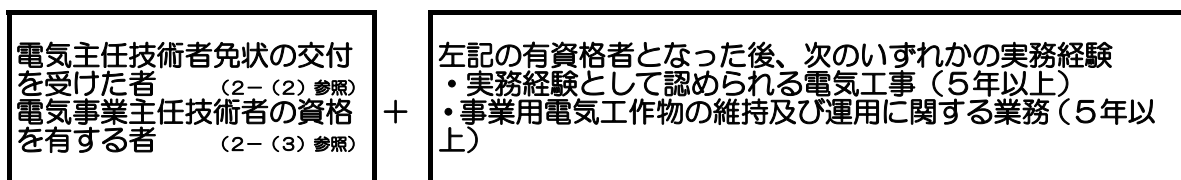
(1) 第一種電気工事士試験合格の場合



(2) 高圧電気工事技術者試験合格の場合



(3) 電気主任技術者免状等の交付の場合



2 用語の説明

(1) 「高圧電気工事技術者試験合格者」とは、次のいずれかの者をいう。

- ①昭和34年～昭和36年までに（社）日本電気協会が行った高圧工事技術者試験に合格し、通商産業大臣から「電気工事技術者検定合格書（検定区分が高圧のものに限る）」の交付を受けた者
- ②昭和37年～昭和59年までに（社）日本電気協会が行った高圧工事技術者試験に合格し、（社）日本電気協会から合格証書の交付を受けた者
- ③昭和60年～昭和63年までに（財）電気技術者試験センターが行った高圧工事技術者試験に合格し、（財）電気技術者試験センターから合格証書の交付を受けた者

(2) 「電気主任技術者免状の交付を受けている者」とは、次のいずれかの免状を経済産業大臣から交付されている者をいう。

- ①第一種電気主任技術者免状
- ②第二種電気主任技術者免状
- ③第三種電気主任技術者免状

(3) 電気事業主任技術者の資格を有する者」とは、次のいずれかの要件に該当する者をいう。

- ①旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和7年12月1日施行）に基づき、経済産業大臣から（第一種、第二種、第三種）電気事業主任技術者検定合格証書を交付された者
- ②（第一種、第二種、第三種）電気事業主任技術者資格のある学校を卒業した者

実務経験として認められる電気工事

電 気 工 作 物		実務経験として認められる電気工事	
		平成2年9月1日以降	平成2年8月31日以前
事業用電気工作物	電気事業に用に供する 電気工作物 (主に電力会社の発電所、 変電所、開閉所、電線路等 が該当する。)	①左記電気工作物の設置・変更 の工事	①左記電気工作物の設置 ・変更の工事
	最大電力500kW以 上の需要設備、発電所、 変電所等		
自家用電気工作物	最大電力500kW未 満の需要設備	②認定電気工事従事者認定証を 取得後に行った左記電気工 作物の簡易電気工事 (注2参照) (注3参照)	
一般用電気工作物		③第二種電気工事士免状又は旧電気工事士免状を取得後 に行った左記電気工作物の電気工事	
④経済産業大臣が指定する第二種電気工事士養成校の教員として指導した「第2種電気工事 士養成に必要な電気工事の実習」			

注1) 次の工事又は業務は、実務経験としては認められない。

- ◎軽微な工事
- ◎特殊電気工事（「最大電力500kW未満の需要設備」におけるネオン工事及び非常用予備発電装置工事）
- ◎電圧5万V以上の架空電線路の工事
- ◎保安通信設備工事（電力会社の電気供給用電気工作物の保安維持を目的に使用される通信設備の工事）
- ◎キュービクルや変圧器等の据え付けに伴う基礎工事
- ◎電気設備の設計または検査の業務
- ◎電気機器の製造業務

注2) 認定電気工事従事者の認定申請ができるもの（経済産業局所管）

- ◎第一種電気工事士試験に合格した者
- ◎第二種電気工事士であって、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、3年以上の実務経験を有し又は経済産業大臣が指定する者が行う簡易電気工事に関する講習の課程を修了した者
- ◎電気主任技術者免状の交付を受けた者又は電気事業主任技術者であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後3年以上の実務経験を有し又は認定講習の課程を修了した者

注3) 簡易電気工事とは、電圧600V以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事
(電線路に係るものを除くとする)

—規則第2条の3—